

表IV－3－1 特別天然記念物「小湊のハクチョウおよびその渡来地」の保存計画の概要

地区区分項目	A地区（核心地区）	B地区（重要地区）	C地区（隣接普通地区）	D地区（普通地区）
区分要件及び現況	<p>① オオハクチョウの越冬に必要な環境要素（採餌場、休息場、退避場及び喰）をすべて含み、主要越冬個体群が（ほぼ終日）利用する水域（沙立川下流域を含む）及びその海岸・川岸</p> <p>② ①と一体となって渡来地の景観と形成している松島、雷電宮社叢</p>	<p>① オオハクチョウ及び他の水鳥が採餌、急速・退避、時に一時的に利用する陸域／水域（小規模なオオハクチョウ個体群が終日利用する場合を含む）</p> <p>② A地区内の水域の環境条件の保全・涵養にとって重要な上流域及び集水域内の水田、湿地、森林等</p> <p>③ A地区と一体となってハクチョウの渡来地としての景観を構成する後背森林等</p>	<p>① 雷電宮社敷地及び浅所小学校敷地（敷地内の森林は除く）</p> <p>② A地区に接するがすでに市街化している地域及び市街化が進行しつつある地域</p> <p>③ B地区②の集水域内の市街地・集落等</p>	指定区域内にあってA～Cのいずれにも該当しない地域
地区ごとの保存管理目標	現状を保存しつつ、環境条件の改善策を積極的に講じる	現状の土地／水面利用形態及び保全・涵養機能の維持を図る	核心地区の環境を著しく悪化させる要因の発生源となるないようにするとともに、住民とハクチョウとのふれあいを増進し共存を図る	各種の開発の開発に当たっては、ハクチョウの移動等に重大な支障が生じないよう配慮を求める
保存管理基準	<p>現状変更要許可対象</p> <p>既存の道路、橋梁、建築物等の維持・補修に必要な軽微な行為以外の行為</p> <p>取扱基準</p> <p>公益上（ホタテ養殖事業を含む）特に必要なものであって、環境に対する影響評価の結果、ハクチョウの越冬に必要な環境条件に悪影響が生じないことが明らかなもの、既存建築物の改築、並びに本物件の保存管理、環境改善及び普及啓発上必要なもの以外については許可しない。</p>	<p>土地形状変更（埋立・干拓、土石の採取、廃棄物の投棄・集積を含む）、工作物（港湾施設を含む）の新築・増築、森林の伐採、A地区内の水域に汚濁・汚染及び水位の増減をもたらす行為</p> <p>公益上（ホタテ養殖事業を含む）特に必要なものであって、環境に対する影響評価の結果、地区内（A地区を含む）の環境を悪化させないことが明らかなもの、現状の土地利用を維持する上で必要な行為を除き、原則として許可しない。</p>	<p>道路・橋梁の新設、高さ20mを超す工作物の新・増築</p> <p>A地区の環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれのあるもの、ハクチョウ等の移動に重大な支障を及ぼすおそれのある行為については許可しない。</p>	高さ20mを超す工作物の新築・増築 ハクチョウ等の移動に重大な支障を及ぼすおそれのある行為については許可しない。
関係法例	<p>都市計画法</p> <p>建築基準法</p> <p>自然公園法</p> <p>鳥獣保護法</p> <p>森林法</p> <p>砂防法</p> <p>急傾斜地方</p> <p>海岸法</p> <p>本地区のうち、左記法令の対象となる区域内においては、各種行為の取扱基準は、本保存管理基準も含めた関係法令中、規制の最も厳しい法令の規定によるものとする。ただし、当該法令の手続をもって他の法令の手続きを省略することはできない。</p>	同左	同左	同左